

第 3 2 回 自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成 2 0 年 1 0 月 1 3 日 (月) 17:30 ~ 20:30

場 所 函館市役所 8 F 第 1 会議室

1. 開 会

2. 行政運営について

(横山委員長)

それでは行政運営のところで残されている部分があります。行政評価、監査制度、附属機関等、公聴制度の 4 つということになる。行政評価と監査制度、この 2 つを一括して説明願いたい。

庁内プロジェクトチームより説明

(敦賀委員)

今、新潟市の条例を聞いたが、函館も中核市となれば、外部監査は義務付けられる。今、どこの自治体も中核市だから外部監査を行うというわけではなく、自主的に実施するといった機運が非常に多い。それが公平だろうということをやっていると思う。私は、新潟市のような形でいいと思う。

(横山委員長)

岸和田はずいぶん細かく書いているが、その辺はどうか。

(敦賀委員)

岸和田市とは市の規模が違う。函館市の場合とはどうかなと思う。

(横山委員長)

岸和田の場合は事務的にやるというスタイルだと思う。だから細かく規定をしたということかもしれない。今までの監査制度というのが、実際にはうまく機能していなかったから夕張のような形になった。

(川田委員)

外部監査制度について、まず書くか書かないかだが、固定されているものだから全部書かないというわけでは、条例も条例案策定後というふうにはなっていないはず。ここは、策定検討委員会として、これは提唱したいという意味で法律の規定をなぞるものであったとしても書いていただきたいと思う。

今、プロジェクトチームの方から上がってきた監査制度案だが、この書いている内容というのは 1 条だけで、なおかつ“指摘事項について、速やかに是正し”という、結果の始末をどうするかということについてだけ触れている。書くとしたら、第 1 項としてこういう制度があるので、積極的に使うということを先に書いて、その次に、第 2 項として、この監査における指摘事項について速やかに是正するというような書き方にして、これを受けて書いていった方がスムーズではないかなと思うが。

(横山委員長)

市長等は、適正で効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例に定めるところにより、外部監査を実施しなければなりません。これは、川田委員が言うように、中核市以上に求められているわけだが、法律で定められているから条例に載せないというのではないと思う。非常に重要なものはしっかりと定められるような形であったとしても、入れていくということが大事だと思う。この間の夕張市の財政だけでは

なくて、ほかにもいろんな問題があるので、こういうものはしっかりと書いておいた方がいいのではないかと、私自身も思う。

基本的には、川田委員の言っていたように条例の中で記載するということでよろしいか。

異議なし

問題はの中身ですが、佐々木委員はどうか。

(佐々木委員)

私は、川田委員が言ったように書いた方がいいと思う。

(横山委員長)

例えば、そこの部分を全部はずしてもいいような気がする。新潟市外部監査契約に基づくところから、何々によりまで外して、監査委員による監査の方から外部監査を実施しなければなりませんでもいいのではないかという気はする。簡潔なことであるから。そういう条例があるので、それを、あえてその条例案をここに書く必要はないと思う。解説文の中で触れる形にすれば、分かりやすくなるのではないか。

(板本委員)

分かりやすいと思う。

(横山委員長)

そしてもう1項入れればいい。これは、そのまま生かしてもいいのではないかと思う。プロジェクト案を生かして、第2項に持ってくるというような感じでどうか。

異議なし

行政評価の方であるが、こちらはどうか。

(川田委員)

行政評価のところは出ている。第2項の市民等による、等というのがひっかかったのだが、これは委員会で議論したか。

(横山委員長)

そこは議論していない。“等”という言葉が、プロジェクト案になぜ出てきたのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

検討した時に“市民および有識者”であるとか、そのような文言を最初原案としていた。市民ではなくとも、専門家の方に外部からの評価を受けるべきだろうということを考えていたが、そういうのを包含して、今のところは“市民等”という形にしている。

(横山委員長)

“等”という時に何を想定するかというのが、非常に重要になってくる。例えば、“市民等”における“等”は、ここでは有識者が前提となるが、他でも市民等って使えば、それはまた別の人たちが想定されるっということもあるわけで、出来るだけ“等”というのは使わないようにした方がいい。ただ、有識者ということが念頭にあり、それは市外からこられる有識者ということにもなるが、それはそれでそのまま書いておいて問題ないと思う。

なかなか行政評価自体がそんなにうまいように浸透してない部分があって、実際に行政評価というけれども、中身自体もこれから検討しなければならないという部分もあるから、そういう面という、効率的かつ効果的な行政評価を実施しなければならないとか、外部評価の仕組みを整備するよう努めるというような書き方は、いい表現になっている感じがする。

(川田委員)

外部評価の仕組みという言葉の意味を整理したい。外部評価の仕組みというのは、総体的にどういうものを想定したか。目安箱的なイメージか。

(庁内プロジェクト)

目安箱のイメージではない。

(横山委員長)

一般的な施策評価も、まだ手法が確立していない。ある意味、自己評価というのはそこそこ出来る。外部評価というものが大事。

ただ、なかなか難しい部分はあって、函館市では施策評価とかもまだ出来ていない。事務事業評価だってちょっと試しにやったという段階。全国の自治体でも、行政評価の手法自体がまだ確立していない状況にある。だから、ここで外部評価の仕組みを整備するよう努めるとするのは、非常に大事な、非常に重いことである。これをメッセージとして入るとするのは、すごく大事なことのような感じがする。

(事務局)

市民等の“等”については、有識者ということをし、きちんと書くということではいいと思う。しかし、行政の仕組みを色々考えた時に、他の自治体の職員や近隣自治体の職員なども、市の行政のやり方がいいのかどうかという外部評価の手法というのは、まさにこれから組み立てようとしているところなので、これからの制度設計を考えれば、できれば庁内プロジェクトが作ったような“等”でくくらせてもらいたい。

(横山委員長)

市民、有識者等ではどうか。

異議なし

(川田委員)

行政評価の項目を入れるか入れないかという議論がないのだが。

(横山委員長)

入れた方がいいと思う。これは、他自治体でもかなり入っている。これでよろしいか。

異議なし

それでは続けて、附属機関等と公聴制度について説明をお願いします。

庁内検討プロジェクトチームより説明

(川田委員)

附属機関等については、これで良いと思う。

公聴制度については、いろいろな意見がくる。それをどう扱うかというのはとても難しい問題だと思う。一応、考え方は公平・公正という文言をどこかに入れる必要がある。ある特定の集団や人たちが、集中的にこういうことについてだけ意見を言うというケースも想定されるので、それらを当初から、きちんと取捨選択する必要があるのではないかなと思う。どこかで発言したら聞かなければならないのではなく、ある程度、市全体、市民全体に対して公平・公正という網をかぶせた上で、それから意見を聞くという制度であるということをし、どこかの条項にあってもいいのではないかなと思う。

それから、文言だけで言えば、第2項にある決定や市民の義務を課しの、“の”の使い方がなんか変ではないかなと思う。市民に義務を課し、または市民の権利を制限するというふうになるのではないかなと思う。

(横山委員長)

佐々木委員どうか。

(佐々木委員)

よいと思う。

(横山委員長)

他に意見ないか。

(丸藤委員)

附属機関等のところはこのままでいいのかなと思う。

公聴制度は、市民参加の推進に書いていることを、改めて説明しているような気がする。だから、全部いらんないというか、そこまで細かくはいらんないのかなという気が漠然としている。

(横山委員長)

最後に全体調整する段階で、市民参加の所とここの整合性をもう一回議論する必要があると思う。とりあえずはこの公聴制度の中で文章を作っておいた方がいいのではないかなと思う。

(丸藤委員)

それであれば、これでいいと思う。

(若杉委員)

パブリックコメントというのは、“市民の意見を取り入れる”ということで解釈をするとすれば、第2項で“権利を制限する条例等の制定に当たっては”という表現であれば、限定される意味に捉えられないか。

(横山委員長)

市民に義務を課し、権利を制限する条例ではないが、例えば、自治基本条例なんかパブリックコメントにかけることとなると思うが、その辺はどうか。

(事務局)

パブリックコメント制度について、市で要綱を持っているものが3つある。市の基本的な政策だとか、個別の分野の基本的な計画もの、これが1つ目。2つ目が、同じく市の基本的な条例もしくは個別政策に係わる基本的な条例。それと、3つ目がいわゆる市民の権利を制限したり義務を課すもの。こういった条例については、パブリックコメントをすることになっている。案は、基本的な政策が一つと、基本的な条例と権利を制限したり義務を課す条例で一つとして等を使っている。

(横山委員長)

あまり細かく書き過ぎて、解説文で書いてもいいような部分がある。“市民生活に重要な影響を及ぼす政策等にあたっては”くらいでもいいのではないかな。

(板本委員)

これを読んでいくと、全部がパブリックコメントに繋がるように読み取れる。

(横山委員長)

第1項目は、各種公聴制度全般について言っている。第2項目でパブリックコメントを言ってしまうと、第3、4項がなんとなくパブリックコメントに係わるというふうに取り取れるかもしれない。パブリックコメントを第4項目に持ってきたらどうか。

(川田委員)

今の誤解を防ぐためには、第4項に持ってくるほかに何か説明を入れたらいい。市は、公聴制度の1つの手段としてとか、最後に持っていけば公聴制度という大きなものがある、その1つの手

法として、パブリックコメントがあるというような解釈ができる説明を、何か単語2つ3つ入れたらわかるのではないか。

(横山委員長)

“市は、市民生活に重要な影響を与えるものについては、市民公聴制度の1つとしてパブリックコメントを実施します。” そうすると誤解がない。どうだろうか。

異議なし

(川田委員)

公平・公正の解釈はどのようにするのか。

(横山委員長)

市民から寄せられた意見を、十分考慮しというところで公平・公正という文言は入らないか。

(川田委員)

たぶん、そういうニュアンスだとは思う。

パブリックコメントで言われているように、こわい面もある。特定の人が、騒いでるとそちらに引っ張られる。それは、必ずしもいい方法ではない。それをどこかでブレーキをかけるような文言を入れたい。

(横山委員長)

こういう制度というのは、そういうものが必ず出てくる。危険性というのは常に背中合わせなところもある。

(木下委員)

公平かつ公正という言葉を入れるのであれば、第4項を、市民から寄せられた意見を十分に踏まえ、市民の意見がまちづくりに公平かつ公正に反映するよう努めます、とすればどうか。

異議なし

(横山委員長)

行政運営については、一通り終わったということによろしいか。

異議なし

2. 用語の定義

庁内検討プロジェクトチームより説明

(横山委員長)

まず、市民の定義について議論していただきたい。

(若杉委員)

プロジェクトチームの素案だと、ア、イ、ウと1つずつ分けるということか。

(横山委員長)

最初に決めるのは、事業者を分けるかどうかといった方向性を議論していただきたい。

(若杉委員)

ほかの自治体の条例を見ると、1つにする方法が多い。この言葉の裏にあるのは、おそらく税金を払っている者、または、その家族に準ずる者というような意味だと思う。事業所も同じ。その市に事業所を設けて、市に税金を落とす。市民にいたっては、住民税等の税金を落とす。まずは、住所が函館市にあって、函館市で事業を行っている者というのが原則にある方がいいと思う。分けるよりも1つにまとめた方がいい。

(横山委員長)

基本的にこのア、イ、ウは一緒にということ。わかりました。他に意見あるか。

(丸藤委員)

1つにするか3つに分けるか別にして、区分としてはこの形でいいと思う。特に、事業者という区分にする必要もないと思うし、法人とか事業者に対して市民というイメージは付けにくいと思うが、例えば、NPO法人とかそういうのは、もちろん社会貢献みたいなイメージを付けるが、一般の企業でも企業の社会的な貢献というのは、最近の必須条件になってきている。

(川田委員)

私は、極めて市民という概念は狭く捉えるべきだと考える。やはり、まちづくり条例の目的というのは市民の幸福、そこに暮らす人たちである市民の幸福というのが目的である。その集合体である事業者や団体というのは、間接的に参加していただければ、それで十分という考えである。アイデンティティの問題もあり、まちとはなにかと言えば、ある程度の地域があって住んでいる人がいるというのが定義だと思うので、その、アイデンティティをはっきりさせるためには、やはり定住所がある人に限定する必要があるのではないかと思う。

そうは言っても、もう少し範囲を広げなくてはならないという意見が当然出てくるのだろう。それに対して、今までやってきた素案の作り方というのが、個人を想定して書いてきている条文がほとんどである。例えば、附属機関の委員を選任する場合は市民に幅広く参加できるようなことになり出てくる市民というのは、自然人でなければ駄目である。それから、住民投票条例に出てくる市民というのも、当然、自然人でなければおかしなことになる。いっしょくたんにしてしまうような書き方は、すべきではないと思う。

(横山委員長)

あくまで、自然人ということで、市民と事業者のように、分けて文章で書いていくということによいか。

(川田委員)

そう書かざるを得ないと思う。

(横山委員長)

他に意見あるか。

(若杉委員)

極端なことを言えば、本社が東京にあたり横浜にあたりする事業者であっても、函館に支店もしくは営業所があって、雇用の場が生まれる。そうすると事業者は、函館市のためになっているということである。そうであれば、事業者というのは、市民に入れた方がいい。

(敦賀委員)

納税だけの話であれば、そこまで規定するという事はなかなか難しいので、事業所は別にした方がいいのではないか。

(横山委員長)

意見が2つに分れている。いずれにしても、“事業者”という言葉が入った場合でも、最後に全体調整をすれば整理は出来ると思う。ここは、自由に議論して構わない。川田委員は、市民と事業者の他に市民自体も2つに分けるということか。

(川田委員)

通勤してくる人、通学してくる人をこの基本条例の中に抱き込むとしたら、別に定義する必要が

あると思う。

(横山委員長)

敦賀委員は、むしろ市民と事業者という分け方で、例えば、他市町村から通ってきている人などは、市民と定義してよいということか。

(敦賀委員)

函館市内に通勤・通学はよい。ただ、外国人については、函館市に居住して3年以上とか、長い間函館市に住所をおいている外国人は市民の扱いをしなければならないのかなとは思う。

(横山委員長)

プロジェクトの方では、外国人の問題はなにか議論になったか。市内に居住しだと外国人も入るか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

居住者は、生活の根拠を持つということになるので、外国人も入ってくる。

(敦賀委員)

住民票を移さずに、東京に事務所を置いて、函館に寝泊まりしているだけの人は市民となるか。

(若杉委員)

住所(住民票)がなくても、そのまちに住んでいれば、家賃を払っていたりして、お金を落としている。つまり、暮らしているということは、市民でもよい。

(横山委員長)

むしろ、幅広く捉える見方が多いというのはそこである。今、若杉委員が言ったように、函館に来てお金も落としているとか、いろいろな活動をしているという、そちらのニュアンスが強いと思う。

(若杉委員)

そういう見方で考えていくと、通勤する者も通学する者も入ってくる。外国人も入ってくる。

(長尾委員)

私は大学生で、函館に住民票を移したが、まだ、地元住民票を残している友達はたくさんいる。そういう人たちも、函館のために貢献しているので、住所等で限定するのはよくないと思う。ここに住んでいるからこそ、函館のために何かしているから、こういう自治基本条例が出来たり、それをもっと発展させようとする気持ちが生まれると思う。

(丸藤委員)

法解釈とか、理屈ではどうかというのはわからない。まちというイメージは、いろいろな人が住んでいて、混沌としていて、その全部がまちを作り上げているというのがベースにある。だから、その中のごく一部だけをチョイスして、函館市民であることの是非を問うことが変だと思う。私は、出来るだけ広く市民というのを捉えていきたいと思う。だから、この中でア、イ、ウというものを全部入れた形がいいと思う。

(大久保委員)

全部入れた方がいいと思う。自治基本条例での市民は、まちづくりの主体者という意味で、市民を定義づけている。市だとか議会とは分かれてはいるが、実際には、その市の職員も一方では市民であったり、みんなが主体者としてまちづくりをしている。企業としても、まちを作っていく参加者であり、事業者はこの中の市民のところに含まれないから主体者ではないとはならない。私としては、みんなだまちづくりをしていくということや、どんどんグローバルになっていく世の中で、

外国人や事業者を区別しないで、主体者を定義付けてほしいと思う。

(木下委員)

議会が市民の意見を反映するという市民というのは、誰が聞いても話がややこしくなってくる。そういう意味でも通勤している人たち、通学している人たちの意見に、いちいち議会反映する必要はないと思う。そう考えれば、違和感を覚えるようなことがあるが、総体的にはいいと思う。あえていえば、通勤、通学者が外れていいかなという気もするが。ただ、外国人は含めてもいいと思う。

(佐々木委員)

基本理念のところでも市民という言葉にすごくこだわったが、まちづくりに関しては、函館のまちの中に住んでいる、同じ空気を吸っている人は、みんなまちづくりに関わってほしいという気持ちで、自治基本条例というものが作られていくという思いもあるので、通勤していようと通学していようと外国人であろうと、函館の同じ地面の上にいる人が全部市民ということでもいいと思う。

(市居委員)

いろいろな情報等をひもといていくと、通勤している人も、通学している人も入れたいという気持ちはあるが、やはり、市職員の責務であるとかも含めて見ていくと、函館市に住んでいる人という概念でいかないと駄目なのかなと思う。だからどちらかというところである。

(横山委員長)

それは住民票の有無じゃなくて、函館に居住しているという意味か。

(市居委員)

やはり、住んでいるのか、住んでいないのかというのが大事。外国人の方も含めて、住んでいる方にした方がいいのではないかと。あと、先ほど言っていました、企業と団体は別ものなので、事業者という言い方がいいのか、団体という言い方がいいのかは別にして、それはそれで作っていかねければというように思う。

(横山委員長)

全員の意見を聞いたが、もう少し煮詰めていく必要があると思う。20日の日の議論に、これを持っていきたいと思う。もう少し、みなさんの方で、いろいろ考え直してほしい。

続いて、協働について、何か意見はあるか。

(丸藤委員)

自らの役割と責務を自覚するという表現が入っているのは、とてもいいと思う。そもそも協働というのは、共通の目的を実現させるために、お互いを尊重しながら対等な立場でいくことだと思うのだが、その文言が抜けているので、是非それを入れてほしい。

(横山委員長)

対等な立場とか役割の分担とか、自主性の尊重とかこういったことが必要になるということである。対等な立場だとか入れていくとしたら、具体的に市、市民、市議会とかの相互の役割分担のもとでとか、相互の役割と自主性を尊重して対等な立場でとか、こんなような表現を盛り込んだ方がいいと思う。市民という定義をどうするかということが、まだ残されているが。議会と市民と市、それぞれの役割があって、そして、それぞれが対等な立場で相互に補完して協力していく。あるいは、相互に対等な立場でそれぞれの特性を尊重し合うという文言が入った方がいいと思う。

(板本委員)

先ほど話したが、条文の中に入っている。だから、ここに市とか議会とか除いたと思う。同じことを書くのであれば、入れなくてもいいと思うが。

(川田委員)

問題は、誰に読ませるかを考えて作るのかということ。

(丸藤委員)

用語の定義のところでは、細かな構成をどうこうって言うよりは、これからのまちづくりのキーワードとなる言葉については、せめて、知ってもらおうというのが、用語の定義なのかなという漠然とした感じがある。だから、たぶったとしても、これぐらいの言葉は共通の認識でしようという、あえてだぶってもいいということを出すことでもいいと思う。

(横山委員長)

“協働”を稚内で議論した時も、基本的なキーワードとして、だぶる部分が8割ぐらいあったとしても、非常に重要な言葉であるということ、そこでメッセージとして出している。だから、私はだぶらせて書いてもいいと思う。

(若杉委員)

協働の推進の第1項、“市民・議会および市は、それぞれの立場を理解し、信頼しながら協働のまちづくりを推進するものとします。”この文章だが、協働の意味が前にきてるとは思えない。やっぱり、協働とは何かという質問が出てくると思う。

(横山委員長)

例えば、“市民、議会および市がそれぞれの立場を理解し、信頼しあいながら対等な立場でまちづくりを行なうこと”が協働であると。

私は、ある程度はだぶらせてもしょうがないと思う。協働というのは、市民、議会および市がそれぞれの立場を理解し、対等な立場でまちづくりに励むことぐらいでいいのではないかと思う。

(川田委員)

何を目的としてぐらいのことは定義していいと思う。

(横山委員長)

定義で抽象的な定義をするならば、あまり意味がない。かえって難しくするだけ。だから、だぶらせてもいいから、“市民、議会および市が”という文言は入れて、具体的に見えなければならぬと思う。

(板本委員)

みなさんがだぶっても定義の中に入れたいというのであればそれでもよいと思う。

(川田委員)

第2条の定義というのは、やはりその先の条文を読んでいて、わからなくなった時に帰ってくるもの。ただ、それだけではなくて、条例全体の大事な単語であり、キーワードであるという意味もあり、プロジェクトチームが書いてきてくれた素案に、誰と誰がやることなのか、また、何を目的として何をやるぐらいのことを付け加えて書くぐらいでどうか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

協働というところを、このまま定義に当てはめて読むことになるので、“市民、議会および市はそれぞれの立場を理解し、信頼し合いながら”というところと、第2項のところでは、“市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が互いに協力し合い”という部分、3者(市民、議会および市)が活動する中で、市民が互いに協力しあいという部分は、市民と市民の協働ではないか。その部分で協働というのは、3者が必ずやるんだよというのをに入れてしまうと、その中にある市民という部分が、ちょっと読みづらくなっているのかなと思う。意図しているものは違うのかもしれない

い。定義した時に、そういう部分で不整合が出たりするのかとも思う。法制的な問題としては、定義したときに、もう一度主語が出てくるのがまずいということと、3者がという主語を入れたことによって、必ず3者がということになってしまうことだと思う。

(横山委員長)

これは、市民同士でも、市職員同士でも、議会同士であってもそうであろうし、そういうのはあると思う。川田委員が言ったような、このプロジェクト案を、少し盛り込みながら整理したらいいと思う。例えば、“市民、議会および市が、自らの役割と責任を自覚しながら、対等な立場で”とか、“互いに尊重しあいまちづくりに協力しあうこと”とか、そのようなことでいいと思う。

(事務局)

定義でうたっている内容の次に、協働という言葉が出た時、その文章がそのまま通るのであれば、何もおかしくないと思うが、この条立て1項目が、また同じことを言うことになる。だぶってもかまわないという部分は、文章的に問題だと思う。

(横山委員長)

どうしても、整合性を重視するというのであれば、変えてもいいと思う。協働もいっそはずすという手もある。

ただ、私は重要な言葉の一つなので、条文の中と定義で、全然異なったことを書いてしまって、逆にそれがもとで解釈に迷ってしまう市民がいたら、かえって問題であると思う。だから、8割ぐらいだぶったとしても、それは何も問題ないことだと思う。

(若杉委員)

確かに、この前後に同じような文章がきたとしても、それがあることによって協働という言葉が1つあるだけの時よりもなんとなくイメージ的には湧いてくる。そういう意味では、あったとしてもおかしくないと思う。

(市居委員)

主語は不要だと思う。“自らの役割と責務を自覚し、互いに尊重して対等な立場で協力してまちづくりに取り組んでいく”という文章を入れればいいと思う。

(横山委員長)

やはり主語は必要ではないのか。

(若杉委員)

条文では主語が入っているので、定義では主語は不要であると思う。

(木下委員)

これでは法制を通らないだろうというのがあるが、検討委員会の意見として主語を入れるということではいいのではないか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

主旨は大きく変えないが、文言の整理はすると思う。

(横山委員長)

稚内市はこれで法制を通っている。主語を入れて提言としたい。続いて、まちづくりについて、何か意見はあるか。

(敦賀委員)

去年の12月に、安心安全条例を制定した。まちづくりとコミュニティの“安心して豊かに暮らせる”の中に、安全を入れたい。

(横山委員長)

まちづくりについては、条例制定の目的をまだ書いていないが、目的には、共通性があると思う。その条例制定の目的と、そのためにこういった取り組み活動をするのかということになるので、今、その中で安心・安全というのを盛り込んでほしいという敦賀委員の発言があった。

(丸藤委員)

安全という言葉を入れることに関しては、まったく異論はない。前文を作る時に委員会の中で議論をして出てきたキーワードは、安心して豊かな暮らせるまちにしたい、これが1番だよ、ということによってきた。安心して豊かに暮らせるまちにしたいというキーワードは、私はかなり思い入れがあるので、是非ともこれは入れてほしい。個人的な言葉の感覚からいくと、生活環境というのは、たぶん安心して豊かに暮らせる生活環境というものであろう。地域社会が、安全な地域社会というものだと思う。

(横山委員長)

“安心して豊かに暮らせる生活環境や安全な地域社会を築くために行なう公共的な活動を言います”ということでしょうか。

異議なし

続いてコミュニティだが。コミュニティというのは、団体を規定するような形になるのか、それともコミュニティ活動という形で両方作ってしまうのがいいのか。普通、地域コミュニティという時には、活動団体を指すか、あるいはコミュニティ活動を指す場合がある。普通は団体で、その団体が活動するのをコミュニティ活動という、これが一般的な評価だと思う。

(若杉委員)

他都市を見ると、ほとんどが団体を指している。

(丸藤委員)

辞書で見ると、たぶんどちらもありえる。辞書だと社会集団。

(横山委員長)

よくコミュニティって言う時に、かつては、NPOを入れないという考えもあった。つまり、地域を単位として町内会が活動しているとか、老人クラブが活動しているとかは入るが、NPOはテーマで活動しているから、これはコミュニティじゃないという議論もずいぶんあった。団体を意味するのであれば、その団体名を書いていけばいいと思う。地域を単位として活動する町内会、テーマ別に活動するNPO等という感じである。あと、老人クラブだとかボランティア団体とかが入ってくると思う。帯広は、コミュニティはコミュニティ活動としている。この時は、かなりいろいろ迷って団体名を上げなかった。地域コミュニティの役割を認識し、守り育てようというような、そういう表現に持っていった。

(若杉委員)

それであれば曖昧である。

(横山委員長)

だから、コミュニティという条じゃなくて、コミュニティ活動になっている。少し曖昧模糊としているというのが帯広である。町内会、ボランティア団体、NPO等コミュニティを守り育てますでいいのではないかと。町内会、ボランティア団体、NPO等多様な団体を守り育てますでもよい。

(川田委員)

コミュニティという言葉が抜けるのか。

(横山委員長)

コミュニティは用語で説明しているのではなくてもいい。コミュニティを用語で説明するとしたら、町内会、ボランティア団体、NPO等地域の課題に取り組み、安心して暮らすことの出来る地域社会を実現するために活動する多様な団体を言いますとすれば、本文の条文は、市民と市は町内会、ボランティア団体、NPO等多様な団体を守り育てますとすればいいのではないかと。

(川田委員)

定義した用語をここで使わなかったらおかしい。市民および市はコミュニティを守り育てますとなる。

(大久保委員)

用語解説した方が、わかりづらくなってしまいう可能性があるのでは、ここで完結してもよいと思う。

(川田委員)

定義をやめて、このコミュニティの本文中の“活動する多様な団体”の後に、カッコして“コミュニティ”を入れるか。コミュニティを強く出したいから、定義のところにもわざわざ置いたという主旨もある。1回しか出てこないが、まちづくり条例の中では重要な位置付けの言葉ということで、定義のところにも持ってきた。しかし、こうして並べてみると、1回しか出てこない用語を定義に書くというのはなかなか難しい。

(横山委員長)

その辺も含め、もう1回やりたい。市民の定義もペンディングで、コミュニティもペンディングになる。次に、情報共有についてはどうか。

(丸藤委員)

何のために持つかというのをきちんと説明しているので、私はこれでいいと思う。

(庁内検討プロジェクトチーム)

1回しか出てこないのでは、本文に入れた方がよいと思う。

(横山委員長)

用語で入れた方がいい。意外にわかりにくい。一般的には、情報共有というのはどういうものなのか分かりづらいと思う。

(若杉委員)

単純に、情報を共有するということでもいいのではないかと。ただ、このまま使ってしまう、市が保有する個人情報も共有するのと勘違いする人もいるので、1項あった方がいいと思う。

(横山委員長)

このまま定義することでよいかと。

異議なし

最後になるが、市については、“市長その他の執行機関を言います”ということであるが、より詳しく言えば、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業はやはり入らないと考えていいのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

市長の中に入っている。

(横山委員長)

地方自治法上だと、こういう位置付けになるからということで、公営企業はそのまま市長の方に入る。こういう理解である。では、そのように書くか、それとも執行機関というように書くかであ

るが。どちらにするか。

(板本委員)

執行機関でいいと思う。

(横山委員長)

市長およびその他執行機関ということにしたい。

(川田委員)

前に言った，“議会は市の意志決定機関である”という規定は、これで矛盾しないか。

(横山委員長)

大丈夫である。基本的に、執行機関と議決機関とくくりがある。その、議決機関の役割としての意志決定であり、最終的に執行機関から提案されたものの、議決権を通じての意志決定ということである。

異議なし

今日はここまでとします。

3. 閉会